

ガソリンの容器詰め替え販売時における本人確認が

法令で義務化されました。(令和2年2月1日施行)

今回の改正は、令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の京都アニメーション放火火災を受け、次の事項を義務付けたものです。(令和元年総務省令67号)

1. 本人確認 (運転免許証の提示など)
2. 使用目的の確認
3. 販売記録を作成

ガソリンを購入される皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

